

# 信 教 の 自 由

中 里 悠 光

## はじめに

信教の自由は、精神的自由権の中でも特に歴史は古く、ヨーロッパ史にあつては、中世、近代を経て闘い取られた重要な権利であつた。中世ヨーロッパにおいては教会の権威が何ものにも勝り、国王さえもしばしばその権威の前に屈することがあつた。しかし絶対的な教皇の権力もやがて教会の内部腐敗と外からの宗教改革によってようやく崩れ始め、次第に信教の自由が獲得されていった。

我が国においては信教の自由を獲得する為の闘いはなく、第二次大戦後憲法制定の過程において神道が国家神道として天皇制に結びついた点が考慮され、特に国家と神道の分離が図られ、二十条一項後半に見られるような規定が盛られたと考えられる。その後具体的な事件、事実を通して信教の自由、特に国家権力と特定宗教との関係が重視されるようになった。靖国神社法案、津地鎮祭事件、内閣総理大臣等閣僚の靖国神社或は伊勢神宮参拝、自衛官の護国神社祭祀問題等がそれである。

## 一、信教とは

信教の自由(中里)

日本国憲法第二十條 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

伊藤正巳著「憲法」<sup>(1)</sup>によると、信教、信仰、宗教と同じである……としているが、わたくしは信教とは「宗教を信ずる」ことであつて、信教が信仰或は宗教と同じだとする表現は妥当でないと考える。宗教の概念については、「憲法でいう宗教とは『超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかならず神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為』をいい、個人的宗教たると、集団的宗教たると、はたまた発生的に自然的宗教たると、創唱的宗教たるとを問わず、すべてこれを包含するものと解するを相当とする。従つて、これを限定的に解釈し、個人的宗教のみを指すとか、特定の教祖、教義教典をもち、かつ教義の伝道、信者の教化育成等を目的とする成立宗教のみを宗教と親すべきではない。」<sup>(2)</sup>或は、「神または何らかの超越的絶対者或いは卑俗的なものから分離され、禁忌された神聖なものに関する信仰、行事またはそれらの関連体系。帰依者は精神的共同社会を営む、アニミズム、自然崇拜、トーテミズムなどの原始宗教から呪物崇拜、多神教などの低級宗教を経て、今日の世界的宗教即ち仏教、キリスト教、回教に至るまで、文化的段階、民族などの差別に従つて多種多様」と<sup>(3)</sup>いった定義がなされている。このような意味での宗教を信ずることの自由、信じないことの自由が信教の自由であると解する。

## 二、信教の自由の内容

### 1、内心における信仰の自由

十九条において保障されている良心の範疇に宗教が含まれると解するならば、宗教を信じ或は信じない自由、信ずる場合どのような宗教を信ずるかは専ら個人の判断に任せ他から強制されないことは十九条の保障するところである。また含まれないと解するならば十九条を原則規定と看做し、二十条をその特別法的規定と看做されなければならぬ。つまり思想・良心が宗教的色彩を帯びた場合二十条の信教の自由となると解する。いずれの説をとるにせよ、人間の内面的な精神活動として作用する限り、これを外面より抑圧することは、民主主義の精神を根底より覆すものであり、思想或は良心の表現・形成が制度的に公権力の干渉から保護されなければ、思想・良心は本来の姿を保つことはできないし、精神的自由の保障の度合如何が民主主義の程度を決めるといっても過言ではない。ことに第二次大戦における戦争遂行の精神的背景が国家神道に求められ、天皇とその祖先を中心にする国家神道の信仰が明治憲法二十八条における臣民の義務の名のもとに強制されたことを考えると民主主義を標榜する日本国憲法が過去の過ちを二度と繰り返すことのないよう、特に国家権力からの信教の自由の保障をここに規定したものと見ることができよう。

宗教は本質的に人間の苦悩からの救済を説くことをその存在要素の中に包含している。それ故その宗教によって救済された者は必然的にその教義を他に及ぼして他人をも救済せしめようとするのが宗教のもつ特質である。自分ひとり救済されればよしとする教義ならば宗教として広まることはないだろうし、永々と伝えられることもないだろう。つまり信教の自由が内心の自由にとどまるならば、これを十九条において良心の自由として保障すれば足りるのであ

## 信教の自由（中里）

る。自ら悟ったところの真理を他に語り、自らはもとよりひとりでも多くの人々にこれを及ぼすことが宗教の本来の姿であるから、自ら信ずるところの宗教を外部に向って表現し、宣伝し、布教し、教育する自由が保障されなければ、信教の自由が保障されたことにはならないのである。そしてその真理を他に伝える手段が礼拝であり、祈禱、祝典等の宗教上の儀式なのである。

## 2、信仰の表現

信仰が内心にとどまる限りこれを権力によって制限、処罰し得ないことは前述のとおりであるが、これがひとたび外部に向って現われた時無制限に保障されるものだろうか。これについては、加持祈禱の結果人を死に至らしめた事件<sup>(6)</sup>で最高裁判所は、個人の生命に危害を及ぼす行為はたとえそれが宗教的行為であっても許されないとして信教の自由にも制限のあることを示しているが、安易に「公共の福祉」等を持ち出してこれに制限を加えることには慎重でなければならぬ。

## 3、宗教上の結社

前述したように人が自ら信ずるところの宗教を他に広める行為は宗教に内在する必然的行為である。そのためには信仰を同じくする者が組織を作り、儀式を行い、布教活動をすることは、上記行為をより効果的に遂行する為に不可欠の手段である。結社の自由については二十一条で保障されている。多数人が宗教上の目的のために継続的に結合することは二十一条よりも二十条一項において保障されるとみるべきである。

### 三、政教分離

二十条一項後半は「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と定めて国家が特定の宗教団体を優遇することを禁じている。これに関しては「靖国神社法案」がしばしば問題になっている。靖国神社は戦没者を英霊として祭っているが、宗教的立場からすると死は何人に対しても平等なものであり、國の為に死ぬことと他の原因で死ぬことは「死」という事実の前では特別な差異はないのであって、戦争という事実が原因で死んだ者をすべて平等に祭るのであればまだしも、人によって差異のある現状から見ても、これを國家の管理の下に置くことは許されるべき性質のものではない。国家神道と天皇制が第二次大戦を支えて来たという歴史的事実をもういち度振り返り、靖国神社法案が真に意図するものは何かをよく見極め、自衛隊の増強、軍事予算の膨張と相俟って二度と再びこのような敗戦の惨事を繰り返すことがないようにと心に誓った敗戦直後の反省が戦後三十数年の時の経過によって色褪せてきつつあることを再認識しなければならない。

「又は政治上の権力を行使してはならない」という条文については、創価学会が国政に参加し始めた頃、宗教団体が国政に直接干与する危険性をはらんでいたが、表面上は政治団体として公明党が存在するため二十条違反をまぬがれているというケースがある。

二十条二項については、毎年八月十五日に日本武道館で行われている全国戦没者追悼式が本条に違反するのではないかという疑問が出されたが、「全国戦没者追悼式の実施に関する件」<sup>(6)</sup>によると、「本式典は、宗教的儀式を伴わ

（中里）  
信教の自由

いものとする。」として宗教的色彩がないことを明言しているが、昭和三十九年以降の閣議決定にはこの項目が省略されている。また第四項の「式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勸奨する。」も翌年になると、「式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとることを勸奨するとともに、本式典中一定時刻において、全国民が一せいに黙とうするよう勸奨する。」と全国民の規模で戦没者追悼を勧める方向に進んでいることに注意しなければならない。政府の真意がどこにあるか今後の展開を見守る必要がある。

二十条三項については総理大臣及びその他の國務大臣の伊勢神宮、靖国神社への公式参拝が論議されているが、靖国神社の国営化を図る法案の国会提出と同時に進行の形で参拝の方法も次第にエスカレートして来ている。政府としては、大臣としての資格で参拝していかないから本条違反にはならないとしているが、大臣就任以前から靖国神社参拝の習慣があり、かつ辞任後もひき続いて参拝するならばまだしも、現状では大臣の座にある時のみ参拝するのであるから私人としてではなく公人として参拝していることは明白である。署名簿に役職名を記載するかどうかを公人、私人の資格の要件にしているがこのような形式的なことではなく、国として靖国神社、伊勢神宮に対し、他の宗教団体と異った待遇として両神社の地位に国の背景のあることを植えつけようとする意図があるように思われる。

次に国ではないが地方公共団体が宗教活動を行ったとして裁判となったものに津市の市体育館地鎮祭事件がある。この事件では地鎮祭における神官の行為が宗教上の儀式に当るか否かが問われたが、地裁、最高裁は地鎮祭を習俗的行事と看做し、二十条三項の宗教的活動にあたらな<sup>(1)</sup>いと<sup>(2)</sup>している。他方高裁は特定宗教による儀式であると<sup>(3)</sup>し、これ

が二十条三条の宗教活動に該当するとしている。地鎮祭において特定の宗教に属する儀式執行者が宗教的式次第のつとり、式を行うことは当然二十条三項の宗教活動にあたり、執行者自身も自ら信ずる信仰対象物に対して土地の堅牢地鎮、工事の安全を祈るのであるから習俗的行為の域を脱しているものと考ええる。このような判例を意識してかわたくしの知るところでは地方自治体の行う地鎮祭、上棟式、落成式等の儀式は形式的には地方自治体主催であるが所謂儀式の為のお礼については施工業者の負担となっている。津地鎮祭事件は二十条及び八十九条違反<sup>(12)</sup>を理由に神官に支払った儀式のお礼を賠償することを求めた訴訟であるから行政側はこの事件を二十条違反よりは八十九条違反に重きを置いたものと考えられる。

最後に自衛官の合祀問題に触れてみたいと思う。これは殉職した自衛官が遺族に無断で護国神社に合祀されたことに対し、遺族である故人の妻が当該合祀申請続の取消請求と合祀行為によって宗教上の人格権が侵害されたことに対する賠償請求を行ったものである。

先ずここでは合祀申請が宗教活動にあたるかどうかであるが、合祀そのものが宗教に密接に関連する事柄であるから当然その合祀を申請する行為は宗教活動にあたるとしなければならない。申請にあたっては自衛隊職員がこれに携わっているのであるからこれは国の行為と看做され、したがって当該行為は二十条三項違反となるのである。

#### ま と め

以上憲法二十条を中心として我が国憲法に定められている信教の自由について実際の事例をあげながら考察してきたが、国家による宗教活動、私人の宗教上の人格に対する干渉、国の為の殉死に対する特別扱い等、信教の自由に関

信教の自由(中里)

する問題がヨーロッパにおける宗教上の自由とは異つた形で様々な問題が展開されてきている。我々日本人は概して宗教に関してあまりにも寛大(無関心とも言える)であり、こだわらない国民性を有しているが、ヨーロッパ史上における宗教と政治のかかわり合ひは、権力の奪ひ合ひ、政治における宗教の利用或いは宗教の自由を得る為に多大な犠牲が払われたことを知る時、これからの日本人が宗教の持つ大きな意味を、役割を考えていかなければ、あの忌わしい戦争に対し知らず知らずのうちに不感症となり、ひいては精神の退廃、文化の退廃が社会、国家の存亡の危機をも招きかねないことを充分に認識しなければならない。ここに我々宗教人に課せられた使命があると考えるのである。

〔註〕

- (1) 昭和五十七年発行「憲法」(弘文堂)二五八頁
- (2) 昭和四十六年五月十四日名古屋高裁・行政例集二二・五・六八〇
- (3) 「広辞苑」(新村 出編)
- (4) 大日本帝国憲法第二十八条 日本医民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務に背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ府ス
- (5) 昭和三十八年五月十五日 最高大法・刑集一七・四・三〇二
- (6) 昭和三八・五・一四 閣議決定
- (7) 「世界」(岩波書店) 六月号七二頁
- (8) 津市が市体育館の起工に際し、神社神道の儀式にのつとる地鎮祭を挙行し、その費用として市の公金を支出したのに対して、或る市議会議員が憲法二十条、八九条違反を理由に、市長が市に対し支出金額を賠償することを求めて出訴した住民訴訟。(「憲法講義」(小林直樹著)より引用)
- (9) 本起工式はそれが外見上は神道の宗教的行事に属することは否定できないけれども、その実態をみれば神道の布教宣伝を目的とする宗教的活動ではもちろんないし、また宗教的行事というより習俗的行事と表現した方が適切であろう。(昭和四十

年三月二十六日 津地・行裁例集一八・三・二四六)

(10) 本起工式は、宗教とかかわり合いをもつものであることを否定できないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願ひ、社会の一般的習俗に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二十条三項により禁止される宗教的活動はあたらなないと解する。(昭和五十三年七月十三日 最高大法・民集三一・四・五三三)

(11) 憲法二十条三項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、上述の政教分離原則に照らしてこれをみれば、ここにいう宗教活動には、宗教の教義の宣布、信者の教化育成等の活動はもちろんのこと、宗教上の祝典、儀式、行事等を行うこともそれ自体で当然に含まれるものと解すべき……(昭和四十六年五月十四日 名古屋高・行裁例集二二・五・六八〇)

(12) 日本国憲法第八十九条公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。